

消 防 予 第 2 2 号  
平成24年1月27日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 平成24年春季全国火災予防運動の実施について

平成24年春季全国火災予防運動については、平成24年1月27日付け消防予第20号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところです。当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添1「平成24年春季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

なお、前回実施した平成23年秋季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果については、別添2のとおり独自の工夫を凝らして火災予防運動の活性化に取り組んでいる事例も見られました。これらを参考として地域の事情に応じた工夫を検討いただくとともに、山火事予防運動及び車両火災予防運動を含め、今回の実施結果について、別添3により報告いただきますようお願いいたします。また、今回より調査票で報告いただいたすべての実施結果をとりまとめたのち送付いたしますので、今後の火災予防運動の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課予防係

担当：児玉・根本

電話：03-5253-7523

ファックス：03-5253-7533

メール：[m2.nemoto@soumu.go.jp](mailto:m2.nemoto@soumu.go.jp)

## 別添 1

### 平成 24 年春季全国火災予防運動実施要綱について

#### 1 住宅防火対策の推進

##### (1) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知

平成 16 年の消防法（昭和 23 年法律 186 号）改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、昨年 6 月までに全ての市町村において施行された。

しかしながら、昨年 6 月時点の推計では、住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯は約 3 割にのぼり、地域によっては住宅用火災警報器の設置率が約 50%にとどまっているのが現状である。

住宅用火災警報器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少を続けているなど一定の効果が現れている。

昨年 9 月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が新たに決定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取り組み方針が示されたところである。住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくことが重要である。また、年 2 回の火災予防運動期間中には設置された住宅用火災警報器を点検するよう推奨するなどして、継続的に維持管理していくよう働きかけるとともに、住宅用火災警報器の重要性を再認識する機会となるよう図られたい。

なお、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知に当たっては、当庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>) や住宅防火推進協議会のホームページ (<http://www.jubo.go.jp/>) に掲載されている情報及び各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

##### (2) 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」（平成 22 年 4 月 6 日付け消防予第 175 号）により、住宅用火災警報器の設置対策に併せ、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための住民への周知を実施するとともに、悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報の当庁への報告等について通知したところである。住宅用火災警報器の設置義務化が全面施行となった昨年 6 月以降、これまで発生事例がないと想定される地域においても、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の発生が引き続き懸念さ

れる。

このような悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するため、その具体的事案を広く周知するとともに、被害の未然防止に繋がる取組についても、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

なお、悪質な訪問販売や詐欺等に関する注意事項等については、当庁ホームページや各種リーフレットなどに掲載されている。

### (3) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が最も効果的であるが、併せて家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進することが効果的である。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、当庁ホームページのパンフレット、映像資料及び住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載されている住宅用防災機器等の取扱い店リストの積極的な活用を図ることが考えられる。

### (4) たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

我が国において火災の主要発生要因の一つとなっているたばこについては、前回の火災予防運動で消防機関とたばこ関係者が連携し、「たばこ火災防止キャンペーン」としてたばこ火災に係る注意喚起広報を全国一斉に実施したところである。住宅火災による死者数を発火原別に見ると、たばこが例年1位となっていることから、引き続き注意喚起広報を実施していくことが必要であるが、火を消したつもりでも完全に消えていなかったり、無煙燃焼による一酸化炭素の発生など、たばこ火災の特性を理解してもらえるような燃焼実験やその写真等を活用するなどして取り組むことが効果的である。

### (5) 防災品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防災製品及びカーテン等の防災物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進することが効果的である。

また、これらの防災品の普及に当たっては、当庁で製作した防災品の普及啓発用ビデオ（「防災品の普及啓発用ビデオ（DVD）について」（平成19年1月22日付け消防予第23号）において配布）、当庁のホームページや住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている防災品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図るほか、防災品と非防災品を用いた燃焼比較実験など、防災品の有効性について分かりやすく示すことが必要である。

### (6) 消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り組むことが効果的である。

#### (7) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施することが効果的である。

また、広報内容については、当庁が作成した住宅用火災警報器のCM、当庁ホームページに掲載されている「住宅防火情報」、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット及び広報用の素材集等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報等を工夫して提供することが考えられる。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(実施要綱参照)については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用することが効果的である。

#### (8) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むことが効果的である。

具体的には、災害時要援護者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人（女性）防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけることが考えられる。

また、独居世帯、高齢者や障がい者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施し、その際、住宅用火災警報器の未設置世帯への働きかけ又は適切な維持管理についての説明を特に重点的に行うことが考えられる。

## 2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

### (1) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上

平成22年中の放火及び放火の疑いによる出火（以下「放火火災」という。）件数は9,551件となっており、全火災件数4万6,620件のうち約2割を占めていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要である。

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要と考えられる。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」（当庁ホームページにも掲載（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)））を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させることが重要と考えられる。

その際、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うことが考えられる。

#### (2) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

パチンコ店及び物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導することが重要と考えられる。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導することが考えられる。

#### (3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進することが効果的である。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導することが考えられる。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防災製品について情報提供を行い、使用を促進することが考えられる。

### 3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

#### (1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、高齢者や障がい者等に対する火災情報の伝達及び

避難介助に配慮した避難誘導體制の確立についての指導を行うとともに、特に旅館、ホテル等の宿泊を伴う施設においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行い、検証の徹底を図るなど、防火管理体制の充実を図ることが重要と考えられる。

#### (2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を推進することが効果的である。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図ることが重要と考えられる。

#### (3) 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防災物品の使用の徹底を図るとともに、寝具類等の防災製品の普及を推進することが効果的である。

特に、高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設にあつては、住宅を改装するなどして当該施設として使用している例が多く見られることから、立入検査などの機会を捉えて防災物品の使用の徹底及び寝具類等の防災製品の普及推進を図ることが必要である。

#### (4) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、その実施率が未だ十分ではないため、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図ることが重要と考えられる。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが効果的である。

#### (5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

平成13年9月に発生した東京都新宿区の歌舞伎町ビル火災以後、消防法令違反のある対象物における違反是正を推進することが重要となっており、特に、立入検査及び違反是正については、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年8月30日付け消防安第39号、最終改正：平成21年9月11日付け消防予第379号）を踏まえた計画的な実施等により、防火安全対策を徹底する必要がある。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰返し違反が行われる場合など悪質性が高いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を逸するこ

となく措置命令を発動するなど必要な措置を講じることが重要と考えられる。

なお、違反是正に当たっては、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」（平成17年6月犯罪対策閣僚会議決定）をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」（平成18年1月10日付け消防予第8号）、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」（平成18年3月28日付け消防予第122号）等を踏まえ、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

#### （6）個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底

個室ビデオ店等においては、その構造や利用形態から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気付きにくいいため、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。

平成20年10月に発生した大阪市の個室ビデオ店の火災を踏まえ、個室型店舗等の安全対策の推進として自動火災報知設備の早期設置促進、夜間における応急体制の確保と訓練の実施が特に重要であり、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号）、「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成20年10月7日付け消防予第257号）及び「個室型店舗等における消防訓練マニュアル」（平成21年6月30日付け事務連絡）により、防火安全対策の徹底を図ることが考えられる。

また、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年総務省令第93号）により自動火災報知設備や誘導灯等に関する設置基準が強化されたところであり、これらについて平成22年11月30日までの経過措置期限を踏まえ、個室型店舗等の関係者に対して対応を促すことが考えられる。

#### （7）高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

高齢者等が多数入居する小規模福祉施設においては、ひとたび火災が発生すれば入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配置が少数であることなどにより、全入居者を短時間で避難させることが難しい。

これらの施設においては、安全対策の推進のために消防法令違反の是正推進、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、平成22年3月に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災も踏まえ、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成22年3月13日付け消防予第130号）、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」（平成22年6月10日付け消防予第260号）、「未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について」（平成22年7月21日付け消防予第318号）等により、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

なお、平成21年度補正予算による「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」により対象となる小規模福祉施設への連動型住宅用火災警報器の設置が推進されていることを踏まえ、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」（平成21年10月27日付け全消発第338号）による、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが考えられる。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）等により消防用設備等の設置基準が強化されており、本年3月31日までの経過措置期限を踏まえ、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を早期に設置するよう、施設の関係者に対し、より一層の協力を求めることが必要である。

#### （8）小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

唯一の避難経路となる階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる等、防火管理が適切に実施されていないものが多く認められる小規模雑居ビルにおいては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。

これらの防火対象物においては、平成21年11月に発生した東京都杉並区の雑居ビル火災も踏まえ、「小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進について」（平成17年3月24日付け消防安第58号）、「雑居ビル内の飲食店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について」（平成21年11月22日付け消防予第505号）等により、扉、階段、通路等の適切な維持管理の徹底、警報設備、避難設備の維持管理の徹底、放火防止対策の推進、並びに違反是正の取組みの強化等、必要な防火安全対策の徹底を図ることが重要と考えられる。

### 4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、火災予防運動の期間中は消費者である地域住民に消防機関が接する機会が多くなることから、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な製品について、適切な使用・維持管理の呼び掛けに併せて、「平成22年中の製品火災に関する調査結果」（平成23年6月8日付け消防庁報道発表資料）等、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することが考えられる。

### 5 林野火災予防対策の推進

#### （1）林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見

込まれることから、林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図ることが重要と考えられる。

#### (2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めることが重要と考えられる。

#### (3) 火入れに際しての手続き等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導することが重要と考えられる。

#### (4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めることが重要と考えられる。

### 6 車両火災予防運動の推進

平成22年中の車両火災の原因をみると、放火及び放火の疑いによるものが全体の16.6%を占めていることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防炎製品のボディーカバーの使用等について普及促進を図ることが効果的である。

また、駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うことが重要と考えられる。

### 7 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することが効果的である。

特に、東日本大震災の影響及び全国的な節電対策により、灯油又は重油等の液体燃料を熱源とする火気使用設備又は火気使用器具等を使用する機会が増加していることから、適切な防火対策を図ることが必要である。

また、かつては200万人以上いた消防団員が今では90万人を割る状況となっており、地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をきたす事になるなど大変憂慮される厳しい状況にあることから、消防訓練や防火安全講習等、各種イベントの機会を捉え、消防団の地域における重要性や「消防団協力事業所表示制度」を啓発し、地域の住民・事業所に対し積極的な消防団への入団推進を図ることが効果

的である。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
- イ 婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア 過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 器具、配線・配管の正しい使用の徹底

(5) 消火器の適切な維持管理

- ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

(6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底

(7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

8 老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた対応

- (1) 平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と消火器の回収先（製造事業者による廃消火器リサイクルの回収窓口等）の周知等の取組を図るようお願いしているところであるが、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等（住宅防火訪問等）の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図るとともに、老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、併せて周知されたい。

また、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）等により消火器に係る省令及び点検基準が改正されており、その周知徹底が必要である。

- (2)「エアゾール式簡易消火具の不具合（亀裂・破裂事故）に係る注意喚起について」（平成19年4月10日付け消防予第137号）等により、再三にわたってエアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、昨年12月31日までに報告された不具合（亀裂・破裂事故）の製品事故は5,108件（うち人身事故は9件）に上り、未だ約11万5,000本（全体の約63%）の製品が未回収であり、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を図られたい。

## 9 その他

近年、救助袋を使用した避難訓練実施中の事故発生が多く報告されており、防火対象物における救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底するよう、注意喚起を図られたい。

## 別添 2

### 平成 23 年秋季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果の概要

#### 1 行事等の概要及び多く見られた工夫

- ・ イベントの開催（開催場所として多くの人が集まる朝市会場やショッピングセンター等を選定）
- ・ 住宅用火災警報器の設置対策としてチラシやポケットティッシュ等を配布
- ・ 住宅防火等訪問指導の実施（電気事業者やガス事業者等と連携する工夫も見られた。）
- ・ 最近の火災被害に着目した社会福祉施設等の関係者と合同の消防訓練や立入検査の実施
- ・ 一日消防署長の実施（地元の著名人を起用し注目させる工夫も見られた。）
- ・ 防火パレードの実施（消防職員や消防車両のみではなく、保育園児等が参加する工夫も見られた。）
- ・ 地元テレビ、ラジオ、新聞、インターネットでの効果的な広報

#### 2 その他の特徴的な工夫

- ・ スクール混乗バスにおける住宅用火災警報器の広報【東十勝消防事務組合消防本部】
- ・ 仮設住宅付近での火災予防パレード【宮古地区広域行政組合消防本部】
- ・ 仮設住宅における火災防ぎょ訓練【気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部】
- ・ 暖房器具や調理器具の誤使用デモンストレーション【いわき市消防本部】
- ・ 落語家による防災落語【千葉市消防局】
- ・ 住宅用火災警報器の設置状況について市内全戸訪問調査実施済みのため前回留守及び未設置だった住宅への再訪問【魚沼市消防本部】
- ・ 小学生を対象とした火災予防に関する研究、体験等の発表大会【富山県】
- ・ ケーブルテレビを活用した住宅用火災警報器の広報【羽咋郡市広域圏事務組合消防本部】
- ・ 市町内大型スーパーのレシートを活用した住宅用火災警報器の広報【能美広域事務組合消防本部】
- ・ 消防職員、電気事業者及びガス事業者の合同による防火訪問の実施【南越消防組合消防本部】
- ・ 地元アイドルグループの協力による火災予防広報【焼津市消防防災局】
- ・ 小中学生の夏休みの課題の一つとして防火絵画を募集【彦根市消防本部】
- ・ 訪問介護（ホームヘルパー）養成研修者を対象とした防火アドバイザー研修の実施【和歌山市消防局】
- ・ 防火に関する川柳・短歌の募集【八幡浜地区施設事務組合消防本部】
- ・ 報道機関向けの火災実験（電気火災・石油ストーブ火災・天ぷら油火災・住宅用火災警報器の設置効果・防災物品）の実施【北九州市消防局】
- ・ 自転車による防火パレード【上益城消防組合消防本部】
- ・ 乗り合いタクシー内に設置されたFM文字放送設備を活用した住宅用火災警報器の広報【人吉下球磨消防本部】

## 別添3

### 平成24年春季全国火災予防運動の実施結果に関する報告について

平成24年春季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果について、下記のとおり別記様式1及び別記様式2にて報告をお願いします。

なお、今回より調査票で報告いただいたすべての実施結果をとりまとめたのち都道府県及び政令市宛に送付いたしますので、個人情報に注意するとともに、必ず1事例を1枚の調査票にまとめて作成してください。(写真等も内容欄に貼り付け、別添とならないようにして下さい。)

#### 1 調査票の入手方法

調査票は、事前に消防庁から都道府県及び政令市へメールにて送付します。都道府県は、政令市を除いた消防本部（非常備町村含む。以下同じ。）へ別記様式1を転送願います。

#### 2 調査票の作成及び送付について

##### (1) 消防本部（政令市含む。）

消防本部の行事等の実施結果を別記様式1に入力し、ファイル名に県名及び消防本部名を追記して都道府県へ送付する。(消防本部から都道府県への報告期限はそれぞれ異なるため注意)

##### (2) 都道府県

ア 消防本部から送付された別記様式1について、他の消防本部等が参考となるような事例を選定する。(3つ以内)

イ 都道府県の行事等の実施結果を別記様式2に入力し、ファイル名に県名を追記する。

ウ 選定した別記様式1及び別記様式2を消防庁へメールにて送付する。

消防庁予防課アドレス：[yobouka-y@ml.soumu.go.jp](mailto:yobouka-y@ml.soumu.go.jp) ※アドレスに数字は使っていません。

#### 3 都道府県から消防庁への報告期限

平成24年5月25日（金）

#### 4 行事等の実施結果の利用方法

調査票で報告いただいたすべての実施結果をとりまとめたのち都道府県及び政令市へ送付いたしますので、今後の火災予防運動の参考として下さい。

また、写真については、総務省及び消防庁のホームページや広報誌等へ実施状況として掲載させていただくことがあります。(その際は事前に掲載の可否を該当都道府県又は消防本部へ連絡させていただきます。)

**【記載例】** ※別記様式2（都道府県用）も本記載例を参考に作成してください。

別記様式1

## 平成〇〇年〇季全国火災予防運動期間中における 行事等の実施結果調査票（消防本部用）

都道府県名	〇〇〇県	消防本部名	〇〇〇市消防本部
-------	------	-------	----------

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等・消防訓練・防火査察・その他の行事等
名称	第〇回住宅防火対策推進講演会
実施期間・日時	平成〇〇年〇月〇日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
実施場所	〇〇県△△市□□町1丁目1番1号 △△市文化センター〇階 中ホール
過去に本行事を実施した回数・継続年数等	平成〇〇年に第1回目を実施し、今回第〇回目
行事等の内容	

### 1 実施目的

### 2 実施内容

### 3 参加団体・参加人員

### 4 特に工夫した点

### 5 実施した結果及び効果

写 真

※写真も含め、必ず1事例を1枚の調査票にまとめて下さい。

# 平成24年春季全国火災予防運動期間中における 行事等の実施結果調査票（消防本部用）

都道府県名	〇〇〇県	消防本部名	〇〇〇消防本部
-------	------	-------	---------

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等 ・ 消防訓練 ・ 防火査察 ・ その他の行事等
名 称	
実施期間・日時	
実施場所	
過去に本行事を実施した回数・継続年数等	
行事等の内容	

※写真も含め、必ず1事例を1枚の調査票にまとめて下さい。

平成 2 4 年 春 季 全 国 火 災 予 防 運 動 期 間 中 に お け る  
行 事 等 の 実 施 結 果 調 査 票 ( 都 道 府 県 用 )

都道府県名	〇〇〇県	担当部署名	〇〇〇課
-------	------	-------	------

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等 ・ その他の行事等
名 称	
実施期間・日時	
実施場所	
過去に本行事を実施した回数・継続年数等	
行事等の内容	

※写真も含め、必ず 1 事例を 1 枚の調査票にまとめて下さい。

全国火災予防運動の実施についての予防課長通知新旧対照表

H24春	H23秋
<p style="text-align: right;">消防予第22号 平成24年1月27日</p> <p>各都道府県消防防災主管部長 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 殿</p> <p style="text-align: center;">消防庁予防課長</p> <p style="text-align: center;">平成24年春季全国火災予防運動の実施について</p> <p>平成24年春季全国火災予防運動については、平成24年1月27日付け消防予第20号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところです。当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添1「平成24年春季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたので、送付いたします。</p> <p>なお、前回実施した平成23年秋季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果については、別添2のとおり独自の工夫を凝らして火災予防運動の活性化に取り組んでいる事例も見られました。これらを参考として地域の事情に応じた工夫を検討いただくとともに、<u>山火事予防運動及び車両火災予防運動を含め、今回の実施結果について、別添3により報告いただきますようお願いいたします。また、今回より調査票で報告いただいたすべての実施結果をとりまとめたのち送付いたしますので、今後の火災予防運動の参考としてください。</u></p> <p>各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。</p>	<p style="text-align: right;">消防予第364号 平成23年9月22日</p> <p>各都道府県消防防災主管部長 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 殿</p> <p style="text-align: center;">消防庁予防課長</p> <p style="text-align: center;">平成23年秋季全国火災予防運動の実施について</p> <p>平成23年秋季全国火災予防運動については、平成23年9月22日付け消防予第362号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところです。当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添1「平成23年秋季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたので、送付いたします。</p> <p>なお、前回実施した平成23年春季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果については、別添2のとおり独自の工夫を凝らして火災予防運動の活性化に取り組んでいる事例も見られました。これらを参考として地域の事情に応じた工夫を検討いただくとともに、<u>今回の実施結果について、別添3により報告いただきますようお願いいたします。</u></p> <p>各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。</p>

別添 1

平成 24 年 春季 全国 火災 予防 運動 実施 要綱 について

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知

平成 16 年の消防法（昭和 23 年法律 186 号）改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、昨年 6 月までに全ての市町村において施行された。

しかしながら、昨年 6 月時点の推計では、住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯は約 3 割にのぼり、地域によっては住宅用火災警報器の設置率が約 50%にとどまっているのが現状である。

住宅用火災警報器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少を続けているなど一定の効果が現れている。

昨年 9 月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が新たに決定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取り組み方針が示されたところである。住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくことが重要である。また、年 2 回の火災予防運動期間中には設置された住宅用火災警報器を点検するよう推奨するなどして、継続的に維持管理していくよう働きかけるとともに、住宅用火災警報器の重要性を再認識する機会となるよう図られたい。

なお、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知に当たっては、当庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>）や住宅防火推進協議会のホームページ（<http://www.jubo.go.jp/>）に掲載されている情報及び各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(2) 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」（平成 22 年 4 月 6 日付け消防予第 175 号）により、住宅用火災警報器の設置対策に併せ、

別添 1

平成 23 年 秋季 全国 火災 予防 運動 実施 要綱 について

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知

平成 16 年の消防法（昭和 23 年法律 186 号）改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、本年 6 月までに全ての市町村において施行された。

しかしながら、本年 6 月時点の推計では、住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯は約 3 割にのぼり、地域によっては住宅用火災警報器の設置率が約 50%にとどまっているのが現状である。

住宅用火災警報器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少を続けているなど一定の効果が現れている。

本年 9 月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が新たに決定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取り組み方針が示されたところである。住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくことが重要である。

なお、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知に当たっては、当庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>）や住宅防火推進協議会のホームページ（<http://www.jubo.go.jp/>）に掲載されている情報及び各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(2) 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」（平成 22 年 4 月 6 日付け消防予第 175 号）により、住宅用火災警報器の設置対策に併せ、

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための住民への周知を実施するとともに、悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報の当庁への報告等について通知したところである。住宅用火災警報器の設置義務化が全面施行となった昨年6月以降、これまで発生事例がないと想定される地域においても、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の発生が引き続き懸念される。

このような悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するため、その具体的事案を広く周知するとともに、被害の未然防止に繋がる取組についても、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

なお、悪質な訪問販売や詐欺等に関する注意事項等については、当庁ホームページや各種リーフレットなどに掲載されている。

### (3) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が最も効果的であるが、併せて家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進することが効果的である。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、当庁ホームページのパンフレット、映像資料及び住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載されている住宅用防災機器等の取扱い店リストの積極的な活用を図ることが考えられる。

### (4) たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

我が国において火災の主要発生要因の一つとなっているたばこについては、前回の火災予防運動で消防機関とたばこ関係者が連携し、「たばこ火災防止キャンペーン」としてたばこ火災に係る注意喚起広報を全国一斉に実施したところである。住宅火災による死者数を発火原別に見ると、たばこが例年1位となっていることから、引き続き注意喚起広報を実施していくことが必要であるが、火を消したつもりでも完全に消えていなかったり、無煙燃焼による一酸化炭素の発生など、たばこ火災の特性を理解してもらえよう燃焼実験やその写真等を活用するなどして取り組むことが効果的である。

### (5) 防災品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防災製品及びカーテン等の防災物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進することが効果的

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための住民への周知を実施するとともに、悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報の当庁への報告等について通知したところである。住宅用火災警報器の設置義務化が全面施行となった本年6月以降、これまで発生事例がないと想定される地域においても、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の発生が引き続き懸念される。

このような悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するため、その具体的事案を広く周知するとともに、被害の未然防止に繋がる取組についても、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

なお、悪質な訪問販売や詐欺等に関する注意事項等については、当庁ホームページや各種リーフレットなどに掲載されている。

### (3) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が最も効果的であるが、併せて家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進することが効果的である。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、当庁ホームページのパンフレット、映像資料及び住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載されている住宅用防災機器等の取扱い店リストの積極的な活用を図ることが考えられる。

### (4) たばこ火災に係る注意喚起広報の強化（「たばこ火災防止キャンペーン」の実施）

当庁では、たばこ火災被害の低減に向けた取組み強化のため、昨年12月、消防機関及びたばこ関係者等とともに「たばこ火災被害の低減対策に関する協議会」を設立し、今後のたばこ火災被害の低減のあり方について協議を行っているが、本年6月に公表された中間とりまとめにおいて、消防機関とたばこ関係者の連携による注意喚起広報の強化を図ることが合意されたところである。

よって、社団法人日本たばこ協会が新たに作成するポスター及びポケットティッシュを配布するので、それらを活用し、「たばこ火災防止キャンペーン」として地域の実情に応じた注意喚起広報を実施されたい。

### (5) 防災品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防災製品及びカーテン等の防災物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進することが効果的

ある。

また、これらの防災品の普及に当たっては、当庁で製作した防災品の普及啓発用ビデオ（「防災品の普及啓発用ビデオ（DVD）について」（平成19年1月22日付け消防予第23号）において配布）、当庁のホームページや住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている防災品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図るほか、防災品と非防災品を用いた燃焼比較実験など、防災品の有効性について分かりやすく示すことが必要である。

(6) 消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り組むことが効果的である。

(7) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施することが効果的である。

また、広報内容については、当庁が作成した住宅用火災警報器のCM、当庁ホームページに掲載されている「住宅防火情報」、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット及び広報用の素材集等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報等を工夫して提供することが考えられる。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」（実施要綱参照）については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用することが効果的である。

(8) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むことが効果的である。

ある。

また、これらの防災品の普及に当たっては、当庁で製作した防災品の普及啓発用ビデオ（「防災品の普及啓発用ビデオ（DVD）について」（平成19年1月22日付け消防予第23号）において配布）、当庁のホームページや住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている防災品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(6) 消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り組むことが効果的である。

(7) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施することが効果的である。

また、広報内容については、当庁が作成した住宅用火災警報器のCM、当庁ホームページに掲載されている「住宅防火情報」、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット及び広報用の素材集等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報等を工夫して提供することが考えられる。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」（別紙1参照）については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用することが効果的である。

(8) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むことが効果的である。

具体的には、災害時要援護者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人（女性）防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけることが考えられる。

また、独居世帯、高齢者や障がい者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施し、その際、住宅用火災警報器の未設置世帯への働きかけ又は適切な維持管理についての説明を特に重点的に行うことが考えられる。

## 2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

(1) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上  
平成22年中の放火及び放火の疑いによる出火（以下「放火火災」という。）件数は9,551件となっており、全火災件数4万6,620件のうち約2割を占めていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要である。

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要と考えられる。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」（当庁ホームページにも掲載（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)））を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させることが重要と考えられる。

その際、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うことが考えられる。

(2) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

パチンコ店及び物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導することが重要と考えられる。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導することが考えられる。

具体的には、災害時要援護者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人（女性）防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけることが考えられる。

また、独居世帯、高齢者や障がい者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施し、その際、住宅用火災警報器の未設置世帯への働きかけ又は適切な維持管理についての説明を特に重点的に行うことが考えられる。

## 2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

(1) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上  
平成22年中の放火及び放火の疑いによる出火（以下「放火火災」という。）件数は9,551件となっており、全火災件数4万6,620件のうち約2割を占めていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要である。

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要と考えられる。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」（当庁ホームページにも掲載（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)））を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させることが重要と考えられる。

その際、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場において取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うことが考えられる。

(2) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

パチンコ店及び物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導することが重要と考えられる。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導することが考えられる。

(3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進することが効果的である。

特に、放火が多発する地区等にあつては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導することが考えられる。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防災製品について情報提供を行い、使用を促進することが考えられる。

3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、高齢者や障がい者等に対する火災情報の伝達及び避難介助に配慮した避難誘導體制の確立についての指導を行うとともに、特に旅館、ホテル等の宿泊を伴う施設においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行い、検証の徹底を図るなど、防火管理体制の充実を図ることが重要と考えられる。

(2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を推進することが効果的である。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図ることが重要と考えられる。

(3) 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防災物品の使用の徹底を図るとともに、寝具類等の防災製品の普及を推進することが効果的である。

特に、高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設にあつては、住宅を改装するなどして当該施設として使用している例が多く見られることから、立入検査などの機会を捉えて防災物品の使用の徹底及び寝具類等の防災製品の普及推進を図ることが

(3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進することが効果的である。

特に、放火が多発する地区等にあつては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導することが考えられる。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、これらの防災製品について情報提供を行い、使用を促進することが考えられる。

3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、高齢者や障がい者等に対する火災情報の伝達及び避難介助に配慮した避難誘導體制の確立についての指導を行うとともに、特に旅館、ホテル等の宿泊を伴う施設においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行い、検証の徹底を図るなど、防火管理体制の充実を図ることが重要と考えられる。

(2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を推進することが効果的である。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図ることが重要と考えられる。

(3) 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防災物品の使用の徹底を図るとともに、寝具類等の防災製品の普及を推進することが効果的である。

---

---

---

必要である。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、その実施率が未だ十分ではないため、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図ることが重要と考えられる。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが効果的である。

(5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

平成13年9月に発生した東京都新宿区の歌舞伎町ビル火災以後、消防法令違反のある対象物における違反是正を推進することが重要となっており、特に、立入検査及び違反是正については、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年8月30日付け消防安第39号、最終改正：平成21年9月11日付け消防予第379号）を踏まえた計画的な実施等により、防火安全対策を徹底する必要がある。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰返し違反が行われる場合など悪質性が高いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を逸することなく措置命令を発動するなど必要な措置を講じることが重要と考えられる。

なお、違反是正に当たっては、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」（平成17年6月犯罪対策閣僚会議決定）をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」（平成18年1月10日付け消防予第8号）、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」（平成18年3月28日付け消防予第122号）等を踏まえ、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

(6) 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底

個室ビデオ店等においては、その構造や利用形態から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気が付きにくいと、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。

平成20年10月に発生した大阪市の個室ビデオ店の火災を踏まえ、個室型店舗等の安全対策の推進として自動火災報知設備の早期設置促進、夜間における応急体制の確保と訓練の実施が特に重要であり、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策

(4) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、その実施率が未だ十分ではないため、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図ることが重要と考えられる。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが効果的である。

(5) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

平成13年9月に発生した東京都新宿区の歌舞伎町ビル火災以後、消防法令違反のある対象物における違反是正を推進することが重要となっており、特に、立入検査及び違反是正については、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年8月30日付け消防安第39号、最終改正：平成21年9月11日付け消防予第379号）を踏まえた計画的な実施等により、防火安全対策を徹底する必要がある。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰返し違反が行われる場合など悪質性が高いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を逸することなく措置命令を発動するなど必要な措置を講じることが重要と考えられる。

なお、違反是正に当たっては、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」（平成17年6月犯罪対策閣僚会議決定）をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」（平成18年1月10日付け消防予第8号）、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」（平成18年3月28日付け消防予第122号）等を踏まえ、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

(6) 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底

個室ビデオ店等においては、その構造や利用形態から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気が付きにくいと、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。

平成20年10月に発生した大阪市の個室ビデオ店の火災を踏まえ、個室型店舗等の安全対策の推進として自動火災報知設備の早期設置促進、夜間における応急体制の確保と訓練の実施が特に重要であり、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策

の徹底について」(平成20年10月1日付け消防予第255号)、「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成20年10月7日付け消防予第257号)及び「個室型店舗等における消防訓練マニュアル」(平成21年6月30日付け事務連絡)により、防火安全対策の徹底を図ることが考えられる。

また、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年総務省令第93号)により自動火災報知設備や誘導灯等に関する設置基準が強化されたところであり、これらについて平成22年11月30日までの経過措置期限を踏まえ、個室型店舗等の関係者に対して対応を促すことが考えられる。

(7) 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

高齢者等が多数入居する小規模福祉施設においては、ひとたび火災が発生すれば入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配置が少数であることなどにより、全入居者を短時間で避難させることが難しい。

これらの施設においては、安全対策の推進のために消防法令違反の是正推進、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、平成22年3月に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災も踏まえ、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成22年6月10日付け消防予第260号)、「未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について」(平成22年7月21日付け消防予第318号)等により、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

なお、平成21年度補正予算による「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」により対象となる小規模福祉施設への連動型住宅用火災警報器の設置が推進されていることを踏まえ、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日付け全消発第338号)による、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが考えられる。

また、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等により消防用設備等の設置基準が強化されており、本年3月31日までの経過措置期限を踏まえ、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を早期に設置するよう、施設の関係者に対し、より一層の協力を求めることが必要である。

の徹底について」(平成20年10月1日付け消防予第255号)、「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成20年10月7日付け消防予第257号)及び「個室型店舗等における消防訓練マニュアル」(平成21年6月30日付け事務連絡)により、防火安全対策の徹底を図ることが考えられる。

また、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年総務省令第93号)により自動火災報知設備や誘導灯等に関する設置基準が強化されたところであり、これらについて昨年11月30日までの経過措置期限を踏まえ、個室型店舗等の関係者に対して対応を促すことが考えられる。

(7) 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

高齢者等が多数入居する小規模福祉施設においては、ひとたび火災が発生すれば入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配置が少数であることなどにより、全入居者を短時間で避難させることが難しい。

これらの施設においては、安全対策の推進のために消防法令違反の是正推進、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、昨年3月に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災も踏まえ、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成22年6月10日付け消防予第260号)、「未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査について」(平成22年7月21日付け消防予第318号)等により、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが効果的である。

なお、平成21年度補正予算による「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」により対象となる小規模福祉施設への連動型住宅用火災警報器の設置が推進されていることを踏まえ、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日付け全消発第338号)による、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが考えられる。

また、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等により消防用設備等の設置基準が強化されており、平成24年3月31日までの経過措置期限を踏まえ、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を早期に設置するよう、施設の関係者に対し、より一層の協力を求めることが必要である。

(8) 小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

唯一の避難経路となる階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる等、防火管理が適切に実施されていないものが多く認められる小規模雑居ビルにおいては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。

これらの防火対象物においては、平成21年11月に発生した東京都杉並区の雑居ビル火災も踏まえ、「小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進について」(平成17年3月24日付け消防安第58号)、「雑居ビル内の飲食店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成21年11月22日付け消防予第505号)等により、扉、階段、通路等の適切な維持管理の徹底、警報設備、避難設備の維持管理の徹底、放火防止対策の推進、並びに違反是正の取組みの強化等、必要な防火安全対策の徹底を図ることが重要と考えられる。

4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、火災予防運動の期間中は消費者である地域住民に消防機関が接する機会が多くなることから、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な製品について、適切な使用・維持管理の呼び掛けに併せて、「平成22年中の製品火災に関する調査結果」(平成23年6月8日付け消防庁報道発表資料)等、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することが考えられる。

5 林野火災予防対策の推進

(1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見込まれることから、林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図ることが重要と考えられる。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めることが重要と考えられる。

(3) 火入れに際しての手続き等の徹底

(8) 小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

唯一の避難経路となる階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる等、防火管理が適切に実施されていないものが多く認められる小規模雑居ビルにおいては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。

これらの防火対象物においては、平成21年11月に発生した東京都杉並区の雑居ビル火災も踏まえ、「小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進について」(平成17年3月24日付け消防安第58号)、「雑居ビル内の飲食店における火災を踏まえた防火安全対策の徹底について」(平成21年11月22日付け消防予第505号)等により、扉、階段、通路等の適切な維持管理の徹底、警報設備、避難設備の維持管理の徹底、放火防止対策の推進、並びに違反是正の取組みの強化等、必要な防火安全対策の徹底を図ることが重要と考えられる。

4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、火災予防運動の期間中は消費者である地域住民に消防機関が接する機会が多くなることから、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な製品について、適切な使用・維持管理の呼び掛けに併せて、「平成22年中の製品火災に関する調査結果」(平成23年6月8日付け消防庁報道発表資料)等、各種機関の収集情報等を参考とし、注意情報を発信することが考えられる。

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導することが重要と考えられる。

#### (4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めることが重要と考えられる。

### 6 車両火災予防運動の推進

平成22年中の車両火災の原因をみると、放火及び放火の疑いによるものが全体の16.6%を占めていることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防災製品のボディーカーバーの使用等について普及促進を図ることが効果的である。

また、駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うことが重要と考えられる。

### 7 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することが効果的である。

特に、東日本大震災の影響及び全国的な節電対策により、灯油又は重油等の液体燃料を熱源とする火気使用設備又は火気使用器具等を使用する機会が増加していることから、適切な防火対策を図ることが必要である。

また、かつては200万人以上いた消防団員が今では90万人を割る状況となっており、地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をきたす事になるなど大変憂慮される厳しい状況にあることから、消防訓練や防火安全講習等、各種イベントの機会を捉え、消防団の地域における重要性や「消防団協力事業所表示制度」を啓発し、地域の住民・事業所に対し積極的な消防団への入団推進を図ることが効果的である。

#### (1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
- イ 婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

### 5 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することが効果的である。

特に、消防団員の数は、昨年4月1日現在、89万人を割り

、地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をきたす事になるなど大変憂慮される厳しい状況にあることから、消防訓練や防火安全講習等、各種イベントの機会を捉え、消防団の地域における重要性や「消防団協力事業所表示制度」を啓発し、地域の住民・事業所に対し積極的な消防団への入団推進を図ることが効果的である。

#### (1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
- イ 婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア 過去の 大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 器具、配線・配管の正しい使用の徹底

(5) 消火器の適切な維持管理

- ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

(6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底

(7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

8 老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた対応

- (1) 平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と消火器の回収先（製造事業者による廃消火器リサイクルの回収窓口等）の周知等の取組を図るようお願いしているところであるが、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等（住宅防火訪問等）の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図るとともに、老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、併せて周知されたい。

また、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）等により消火器に係る省令及び点検基準が改正されており、その周

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 器具、配線・配管の正しい使用の徹底

(5) 消火器の適切な維持管理

- ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

(6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底

(7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

6 老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた対応

- (1) 平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と消火器の回収先（製造事業者による廃消火器リサイクルの回収窓口等）の周知等の取組を図るようお願いしているところであるが、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等（住宅防火訪問等）の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図るとともに、老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、併せて周知されたい。

また、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）等により消火器に係る省令及び点検基準が改正されており、その周

知徹底が必要である。

(2)「エアゾール式簡易消火具の不具合（亀裂・破裂事故）に係る注意喚起について」（平成19年4月10日付け消防予第137号）等により、再三にわたってエアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、昨年12月31日までに報告された不具合（亀裂・破裂事故）の製品事故は5,108件（うち人身事故は9件）に上り、未だ約11万5,000本（全体の約63%）の製品が未回収であり、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を図りたい。

#### 9 その他

近年、救助袋を使用した避難訓練実施中の事故発生が多く報告されており、防火対象物における救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底するよう、注意喚起を図りたい。

知徹底が必要である。

(2)「エアゾール式簡易消火具の不具合（亀裂・破裂事故）に係る注意喚起について」（平成19年4月10日付け消防予第137号）等により、再三にわたってエアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、本年 8月31日までに報告された不具合（亀裂・破裂事故）の製品事故は4,825件（うち人身事故は9件）に上り、未だ約11万5,000本（全体の約63%）の製品が未回収であり、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を図りたい。

#### 7 その他

近年、救助袋を使用した避難訓練実施中の事故発生が多く報告されており、防火対象物における救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底するよう、注意喚起を図りたい。

#### 別紙1

#### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### － 3つの習慣・4つの対策－

#### 3つの習慣

○ 寝たばこは、絶対やめる。

○ ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。</u></li><li>○ <u>寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。</u></li><li>○ <u>火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。</u></li><li>○ <u>お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。</u></li></ul> |
|--|---|